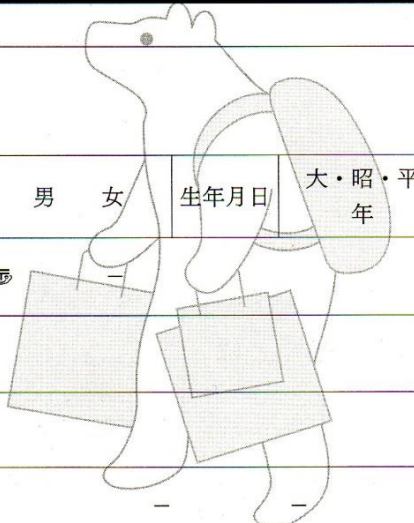


『ポテトカード』入会申込書

申込日 年 月 日

カード番号

★太線枠内をご記入下さい。

フリガナ					
申込者お名前					
性別	男	女	生年月日	大・昭・平 年 月 日	
住所					
電話番号					

※お名前・電話番号・ご住所のご記入がない場合、お店での受け取り忘れや落とし物として届けられた場合、ご返却することが出来ませんのでなるべく正確にご記入願います。

高齢者見守り・お子様安心メール機能について

この機能については、組合事務局にて内容説明を受けてから、裏面にご記入の上、ご登録下さい。

★高齢者見守り機能 登録希望の方はここにして下さい

★お子様安心メール 登録希望の方はここにして下さい

事務局記入欄

旧カード	旧カード番号				
	ポイント残高				P
	プリペイド残高				円
	エコP残高	P	健康P残高		P

申込書取扱店

ポテトカードのご利用について

- ポテトカードは、小学生より会員になれます。(お1人1枚)
- 法人・団体等でのお申し込みもできます。
- 当組合加盟店でお会計の際にカードをお出し下さい。200円(税抜)毎に1ポイントが付きます。
※お店によっては、ポイントを付けられない商品等もございますのでご了承下さい。
- このカードにはプリペイド機能があります。
入金は1千円単位で10万円まで。入金額の1%のポイントをプレゼント。
- 貯まったポイントは、1ポイント=1円としてお買物やイベントに利用出来ます。※現金との引換えはできません。

「どこでもポイント」レシートをもらったら!!

- お買い物の際カードを忘れた場合、お店は「どこでもポイント」レシートを発行します。
そのレシートは当組合加盟店であればどのお店でもポイントを発行します。道の駅しゃり事務所でもかまいません。

ポイントをためて地域を応援しよう

- カードにためたポイントを町内の文化連盟、体育協会、社協及びその組織に加盟する団体に当組合を通して寄付することができますので、各団体の活動資金に使えます。
詳しくは事務局にお問い合わせ下さい。

カード再発行・登録事項の変更・利用期限

- カード紛失・盗難の際には、下記事務所(営業時間内)までご連絡下さい。カードが使われないよう利用停止を行います。
カードが見つからず再発行する場合は、カード再発行手数料をご負担いただきます。
- 住所・氏名・連絡先等の届出事項に変更がありましたらご連絡下さい。

★カード利用が2年間無い場合、カード残高(プリペイド残高を含む)は全て失効となり、自動的に退会となります。ご利用はお早めに!!

個人情報の取り扱いについて

- 当組合は、個人情報保護に関わる法令を遵守し、次の目的の範囲内で利用させていただきます。
- 住所・氏名・生年月日・電話番号等入会申込書に記載された事項及び買い物履歴等を登録すること。
 - 当組合又はカードを利用されたお店からの広告宣伝物などの送付、カード利用に係る確認やご案内のための電話などによる情報提供。
 - 統計資料の作成やご意見、ご感想およびアンケートのお願いの連絡

※その他当カードの利用につきましては、裏面の「ポテトカード会員約款」をご覧ください。

斜里ポテト協同組合 斜里町港町1番地

☎ 0152-23-0902

又は0152-26-8240 (道の駅しゃり内)

平日9:00~19:00 土曜日9:00~12:00 日・祭日休み



ポテトカード会員約款

【約款の目的】

第1条 斜里ポテト協同組合（以下「当組合」という）が発行するポテトカード（以下「カード」という）の利用について規定するもので、利用者（以下「カード会員」という）は、本約款に従ってお取引いただくものとします。

【入会・カードの発行・貸与】

第2条 当組合のカード会員に入会を希望される小学生以上の方は、この約款をご承認のうえ、入会申込書にお名前、住所、電話番号、性別、生年月日、（必要記載事項）等をご記入下さい。その証としてカードをお1人様につき原則1枚のみ発行いたします。ただし、第5条3項による再発行の場合は、手数料が必要となります。

- 法人、団体でのお申し込みもできます。
- カードは、本人が利用出来るものとし、第三者に譲渡、貸与した場合は無効となります。また、利用されない場合は、返却して下さい。
- 入会申込書の氏名、住所などの記載事項に変更がありましたらご連絡下さい。

【ポイントサービス】

第3条 お客様が当組合加盟店にて商品及びサービスを購入される場合、お会計の際にカードと一緒にお渡し下さい。その際、200円（税抜）毎に1ポイント加算されます。ただし、当組合または加盟店がポイントの付与ができないと指定した商品その他のお取引の代金のお支払いには、ご利用いただけません。

- 貯まったポイントは、1ポイント＝1円でお買い物に利用が出来ます。また、イベントの参加等にも利用出来ます。また、ポイント残高の上限は、20万ポイントまでといたします。
- 更に、貯まったポイントは「地域応援ポイント」として組合が定める斜里町で活動する団体に寄付することもできますので、事務局にお尋ね下さい。
- お買い物する際にカードを忘れた場合、「どこでもポイント」レシートを発行いたしますので、後にそのレシート発行店又は当組合加盟店にてカードと一緒にお渡し下さい。額面通りのポイントを追加します。また、【取次所】道の駅しゃりでもできます。
- 返品が発生した場合、その商品をご購入の際に加算したポイントは差し引かせて頂きます。
- 斜里町が発行するポイント（以下「行政ポイント」という。）サービスを受けた場合、そのポイントも1ポイント＝1円でお買い物などに利用ができます。

【プリペイドサービス】

第4条 カード会員は、当組合が定めるプリペイド入金場所において決められた現金を前払することによりカードにプリペイド入金されます。その際、通常1%の割増ポイントが付与されます。その額はレシートにより確認することができます。入金単位 1千円単位で10万円まで

- カードにプリペイド入金することが可能な利用可能残高の上限は、金10万円までとします。
- 入金されたプリペイドの利用は、加盟店に対し、その利用残高の範囲内で、当組合が定める方法により、代金のお支払いにご利用いただけます。ただし、当組合または加盟店がプリペイドでのご利用ができないものと指定した商品その他のお取引の代金のお支払いには、ご利用いただけません。
- お客様が前項によりプリペイドをご利用になる場合には、カード利用端末機より出金処理し、加盟店はプリペイドのご利用額をレシートにより発行いたします。このレシートは、次のご利用可能残高が表示されています。

【カードの再発行】

第5条 カードの破損、カード利用端末機の故障などの場合、加盟店でのカード利用はできませんのでご了承下さい。

- カードの読取ができない場合等の異常が生じた場合には、お客様は、当組合が定める方法でカードを提出いただくことにより、当組合の定める方法によりカードの再発行をすることができます。その際の再入力金額等は、最終履歴の記録によります。
- 紛失、破損等お客様の事情により当組合が本条の取扱いをする場合には、当組合はお客様に当組合所定の再発行手数料をご負担いただきます。その際の再入力金額等は、最終履歴の記録によります。

【加盟店との紛議】

第6条 お客様がカードをご利用された際に、万一、商品又はサービスの取引について、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合には、加盟店との間で解決していただくものとします。

【換金の原則禁止】

- カードのプリペイド利用可能残高は、次の場合を除き、現金との引換えはできません。
- お客様の事情によりプリペイド利用可能残高のご利用が著しく困難になったと認められる場合には、お客様は当組合が定める方法により、ご利用可能残高から当組合が定める換金手数料を控除した金額の戻戻しを受けることができます。
- ポイント残高は、現金との引換えはできません。

【カード利用期限及び退会】

第8条 プリペイド、ポイントどちらかのカード利用が2年間無い場合、カードは利用出来なくなり「ポイント及びプリペイド残高」については失効扱いとなり、自動的に退会となります。

- 会員は、随時退会できるものとします。それに伴い、ポイント・プリペイドの利用可能残高は、失効しますので退会前にご利用下さい。

【カード会員の資格喪失】

- 第9条 会員が本約款に違反した場合、その他利用状況が不適切又は不審であると当組合が判断した場合、当組合はかかる通知・催告を要せず会員資格を喪失させることができるものとします。
- 反社会的勢力（暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人）に該当する者ないしこれらに準ずる者であると認められた場合、および暴力的または威迫的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為を行った場合は、当組合はかかる通知・催告を要せず会員資格を喪失させることができるものとします。

【個人情報の取扱い】

第10条 当組合は、個人情報保護に係わる法令を遵守いたします。開示を受ける個人情報は、下記の目的の範囲内で利用させていただきます。

- 住所・氏名・生年月日・電話番号等入会申込書に記載された事項及び買い物履歴等を登録すること
- 当組合又はカードを利用されたお店からの広告宣伝物の送付、カード利用に係る確認やご案内のための電話、電子メールなどによる情報提供
- 統計資料の作成やご意見、ご感想およびアンケートのお願いの連絡
- カード会員が自身の個人情報の開示を請求する時は、本人であることを証明するため書類（自動車運転免許証、パスポートなど）の提示が必要となります。
- 開示請求により、登録内容に誤りがある場合、当該情報の訂正または削除を請求できます。
- カード会員が過去の買い物履歴情報をご希望される場合には、当組合は当組合が定める手続きにより、本人に交付いたします。なお、当組合が定める実費相当額をお客様にご負担いただく場合があります。

【約款の変更】

第11条 カードの取扱いについて、この約款を変更する場合には、当組合は一定の予告期間を置いて周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用します。

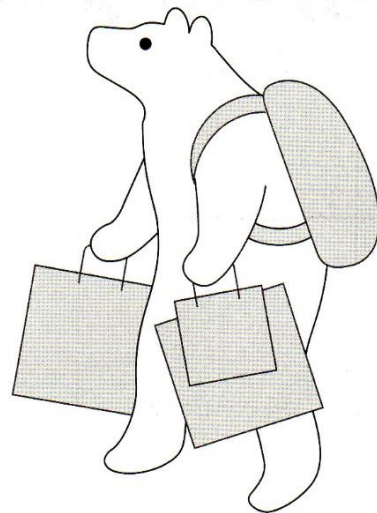
【お客様ご相談窓口】

第12条 カード又は本約款に関するご質問またはご相談、個人情報の開示、訂正、削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談については下記までご連絡下さい。

TEL:0152-23-0902 又は 0152-26-8240

〒099-4112 斜里町港町1番地 斜里ポテト協同組合

〒099-4113 斜里町本町3番地 【取次所】道の駅しゃり（内斜里ポテト協同組合）



高齢者見守り機能とは

見守り機能は、70歳以上の方が一定期間、カード利用がない場合に本部システムに表示され、この情報を基に事前に登録された連絡先にお知らせする機能です。

見守り期間 (基本7日間)	日	連絡先 お名前
連絡先 電話番号		
連絡先 ご住所		



お子様安心メール機能とは（H30.4以降実施予定）

お子様安心メールは、小学校低学年（1・2年生）を対象とし、「まちカードステーション」端末にキーホルダーをかざすと登録されたメールアドレスに通過した時間をメールで届ける機能です。かざすことで1日1ポイント付与されます。

キーホルダーは、カード会員になられメール登録された保護者に配布し、同期登録します。登録は別紙のQRコードを利用して登録をお願いします。

まちカードステーション設置予定場所 図書館、ゆめホール、道の駅しゃり

メールアドレス	@
お子様のお名前	小学校 年生